情報セキュリティ基本方針(セキュリティ・ポリシー)

公益社団法人シャンティ国際ボランティア会(以下「本法人」という。)は、業務上取り扱う顧客等の情報資産および、本法人の情報資産を守り公益社団法人としての業務を遂行するため、情報セキュリティポリシーを策定しました。本法人関係規則ともに、これを遵守し情報セキュリティの維持に努めます。

(情報セキュリティの運用指針)

第1条 本法人は、業務上取り扱う個人情報等の情報資産のセキュリティ対策には万全を期すものとし、 紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスク防止に常に取り組みます。また、本法人の情報資産 についても、それを最大限有効に活用しつつ、その重要度に応じた適切なセキュリティ対策を 実施します。

(情報セキュリティの運用体制)

第2条 本法人は、情報セキュリティに関する組織として社内に管理責任者を置き、全社的な組織体制により情報資産のセキュリティ対策を実施・運用・推進します。

(本法人内の周知)

第3条 本法人は、理事・従業員が、情報資産の重要性を十分に認識するように、当ポリシー並びに関係規則の順守を通じ、情報セキュリティポリシーの周知、徹底に努めます。

(法令遵守)

第4条 本法人は、情報セキュリティに関する法令、その他の規範を遵守します。

(継続的な改善)

第5条 本法人は、情報セキュリティを効果的に、かつより適切に実施できるよう、当ポリシーを改定 することがあります。この改定については、本法人のホームページに掲載してお知らせします。 併せて、諸規則、管理体制の見直しを行い、情報セキュリティの継続的な改善を図ります。

(改廃)

第6条 この方針の改廃は、業務執行理事会の議決により行います。

(附則)

この方針は、2022年(令和4年)4月1日から制定施行します。